

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p>出産祝金支給事業</p> <p>対象者： お子さんを出産した方に、町より祝金が支給されます。町税を滞納していない方、明和町に1年以上の居住がある方が対象となります。また、出産時に1年に満たない方でも、町民となって1年を経過すれば申請可。それぞれ60日以内の申請が必要。</p> <p>内 容： 第1子10万円、第2子20万円、第3子以降30万円を段階的に支給します。</p> <p>問合せ： 《健康子ども課 子ども支援係》 TEL：0276-84-3111（内線172）</p>
	<p>不妊治療費助成事業</p> <p>対象者： 特定不妊治療費：特定不妊治療費（体外受精および顕微授精）の医療保険適用外の検査費および診療費を補助するもの。 一般不妊治療費：医師の診断を受けた不妊治療で、特定不妊治療（体外受精等）を除く検査費および治療費、薬剤投与費（男性不妊も含む）を補助するもの。 両治療費とも戸籍上の夫婦であって、1年以上明和町に居住している方。町税の滞納のない方。</p> <p>内 容： 特定不妊治療費：治療費の1/2で上限額15万円（年度あたり） 一般不妊治療費：治療費の1/2で上限額10万円（年度あたり）</p> <p>問合せ： 《健康子ども課 健康づくり係》 TEL：0276-84-3111（内線172）</p>
	<p>不育症治療費助成事業</p> <p>対象者： 不育症（妊娠するが、流産・死産などにより子どもに恵まれない状態）の検査費及び治療費、薬剤投与費を補助するもの。 1年以上明和町に居住している方。町税の滞納のない方。</p> <p>内 容： 治療費の1/2補助（上限30万円）※年度あたり</p> <p>問合せ： 《健康子ども課 健康づくり係》 TEL：0276-84-3111（内線172）</p>
	<p>産後ケア事業</p> <p>対象者： 産後3ヶ月未満の母親のうち、家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられない方。育児に対する不安が強い方。</p> <p>内 容： 産婦の母体管理及び生活面の指導 授乳や乳房ケア等の母乳育児指導 沐浴等の育児指導に関することなど</p> <p>利用回数7回まで 1回につき2,000円</p> <p>問合せ： 《健康子ども課 健康づくり係》 TEL：0276-84-3111（内線172）</p>
	<p>乳幼児用補助装置購入費補助金</p> <p>対象者： 明和町に住所を有し、町税を滞納していない方で、0歳以上6歳未満の乳幼児のため国土交通省の定める安全基準に適合するチャイルドシートを購入した保護者。</p> <p>内 容： チャイルドシート購入時の費用を1/2補助（上限1万5,000円） ※乳幼児1人につき1台・1回限り</p> <p>問合せ： 《健康子ども課 子ども支援係》 TEL：0276-84-3111（内線172）</p>
	<p>子どものインフルエンザ予防接種助成</p> <p>対象者： 1歳～15歳の子どもがインフルエンザ予防接種を受けた場合。</p> <p>内 容： 1回につき費用の1/2（上限2,000円）を助成する。 ※2回まで申請可能</p> <p>問合せ： 《健康子ども課 健康づくり係》 TEL：0276-84-3111（内線172）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>福祉医療費(子ども医療費)支給事業</p> <p>対象者：①子ども（中学校卒業まで） 【入院・外来】 ②高校生世代（18歳の年度末まで） 【入院のみ】</p> <p>内 容：①子ども（中学校卒業まで）：医療費（入院・外来ともに）について無料化を実施（群馬県内の市町村で一律実施） ②高校生世代（18歳の年度末まで）：医療費（入院のみ）について無料化を実施</p> <p>問合せ：《住民保険課 保険年金係》 Tel：0276-84-3111（内線144）</p>
	<p>認定こども園 明和こども園(ハローイングリッシュ事業)</p> <p>対象者：①0歳から就学前の保育に欠ける児童（長時間保育） ②3歳から就学前の児童（短時間保育）</p> <p>内 容：3歳以上児について、人間形成の基礎を培う幼児教育を、保護者の就労形態等に区分されない一元化した教育・保育として提供する。 英語による保育を重視し、専任の外国人講師を置き、自然で無理のない環境の中で英語の基礎づくりを行う。</p> <p>問合せ：《明和町立明和こども園》 Tel：0276-80-7711</p>
	<p>多子軽減の拡充</p> <p>対象者：保護者及び対象児童が明和町に住所を有し、子どもを3人以上扶養していること。</p> <p>内 容：3歳未満児における第3子以降の児童に係る保育料を、申請により無料にする。（小学校就学前までの範囲を無制限とする。）</p> <p>問合せ：《明和町立明和こども園》 Tel：0276-80-7711</p>
	<p>奨学金の貸与</p> <p>対象者：以下の要件に該当し、出身学校長又は在学学校長が適当と認め、推薦された方。 ①町内に1年以上居住する世帯の子弟 ②品行方正で進学の意欲と能力を有する者 ③経済的理由により学資の支出が困難な世帯にある子弟（所得制限あり）</p> <p>内 容：高等学校 月額1万円、高等専門学校 月額2万円、大学 月額4万円を貸与する。 学校卒業後、1年を経過した年の翌月から貸与年数の2倍に相当する期間内に、月賦または年賦で返済する。</p> <p>問合せ：《学校教育課 総務係》 Tel：0276-84-3111（内線242）</p>
	<p>英語検定補助事業</p> <p>対象者：明和町に住所を有し、英検(実用英語技能検定)3級以上を受験した小中学生の保護者の方</p> <p>内 容：検定料の自己負担分1,000円を引いた全額を助成します。1人につき受験年度1回の助成を行います。3級以上に合格して、その年度にさらに上位級を受験する場合は、さらにもう1度助成</p> <p>問合せ：《学校教育課 学校教育係》 Tel：0276-84-3111（内線242）</p>
住宅支援	<p>町営住宅の斡旋</p> <p>対象者：町営住宅入居希望者</p> <p>内 容：町のホームページにて入居資格・申込方法を掲載。</p> <p>問合せ：《都市建設課 都市開発係》 Tel：0276-84-3111（内線135）</p>
	<p>住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金</p> <p>対象者：自ら居住する住宅（併用住宅含む）に対象システムを設置した方、又は町内に自ら居住するため建売住宅供給者等から対象システム付き住宅を購入した方。 ①住民基本台帳に記録されていること。 ②対象者の属する世帯全員に町税等に滞納がないこと。 ③申請の日が電力会社との電気供給契約の日から1年を経過していないこと。</p> <p>内 容：1万円×太陽電池モジュールkw（小数点第3位を四捨五入）千円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てる。（上限10万円） 1万円×定置型蓄電池kwh（小数点第3位を四捨五入）千円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てる。（上限6万円）</p> <p>問合せ：《産業環境課 環境保全係》 Tel：0276-84-3111（内線125）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>雨水浸透柵設置費補助金</p> <p>対象者：自ら居住する住宅（併用住宅含む）に雨水浸透柵を設置した方。 ①住民基本台帳に記録されていること。 ②対象者の属する世帯全員に町税等に滞納がないこと。 ③設置工事が完了した日から1年を経過していないこと。</p> <p>内 容：6千円/1基（上限6万円）</p> <p>問合せ：《産業環境課 環境保全係》 TEL：0276-84-3111（内線125）</p>
	<p>住宅リフォーム補助金</p> <p>対象者：町内の施工業者によるリフォーム工事を行う方で、次の要件全てに該当する方。 ①明和町に1年以上住所を有する方 ②住宅を自ら所有し、かつ居住している方 ③町税及び使用料等を完納している方 ④当該工事について、町で実施している他の住宅改造補修費補助金等の交付を受けていない方</p> <p>内 容：自己用住宅の修繕・増築等で工事金額が20万円以上（消費税を除く）の場合が対象となり、工事費の10%（但し千円未満は切り捨て）、補助金の最高額は10万円。 ※該当住宅につき1回限り</p> <p>問合せ：《産業環境課 商工係》 TEL：0276-84-3111（内線124）</p>
	<p>結婚新生活支援補助金</p> <p>対象者：結婚を機に町内で新たに生活を始める新婚夫婦 ①対象年度の4月1日から翌年3月31日までに婚姻届けを提出し、受理された夫婦 ②夫婦の婚姻日における年齢が双方とも39歳以下であること ③交付申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所になっていること ④夫婦の所得の合計額が400万円未満（貸与型奨学金の返済額は控除） ⑤その他公的制度による家賃補助、他市町村で補助金等を受けていないこと</p> <p>内 容：下記費用に対し最大30万円補助を行う ・住宅の購入費用 ・賃貸における賃料、敷金礼金、共益費及び仲介手数料 ・引越費用</p> <p>問合せ：《健康こども課 こども支援係》 TEL：0276-84-3111（内線172）</p>
農業体験・就農支援	<p>農業次世代人材投資資金</p> <p>対象者：独立・自営就農時期の年齢が原則50歳未満であり、農業経営者となることについて強い意欲を有している方。 ①農地の所有権又は利用権を交付対象者が有しており、原則として交付対象者の所有と親族以外からの賃借が主であること。 ②主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。 ③生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。 ④交付対象者の農産物等の売上や経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。 ⑤所有権を交付対象者に移転することを確約すること。</p> <p>内 容：経営開始直後の新規就農者に対して農業次世代人材投資資金を交付する。 1人あたり年間150万円 交付期間は最長5年間</p> <p>問合せ：《産業環境課 農政係》 TEL：0276-84-3111（内線122）</p>
	<p>就農研修制度</p> <p>対象者：町の特産である「梨」の就農を希望する方 ※「きゅうり」の就農を希望する方も別途制度あり</p> <p>内 容：1～2年間地元農家の元で研修を行い、栽培技術、販売技術を学ぶ。 梨園の幹旋、住まいの幹旋、販路の幹旋、農機具の幹旋等、町、群馬県、JA、指導農家との協議会による研修から就農までのトータル支援を実施。 地域おこし協力隊として活動することも可（一定報酬。一部条件あり）。</p> <p>問合せ：《産業環境課 農政係》 TEL：0276-84-3111（内線122）</p>

分類	事業名（対象者・内容）
農業体験・就農支援	<p>果樹園芸関係補助金</p> <p>対象者：町の特産である「梨」の就農者及び就農をする方</p> <p>内 容：①果樹園流動化促進整備補助金 果樹園賃借料の1/2補助(上限3万円) ②果樹園芸施設整備補助金 施設の整備費用の1/2補助(上限40万円)</p> <p>問合せ：《産業環境課 農政係》 TEL：0276-84-3111(内線122)</p>
	<p>ふれあい家庭菜園</p> <p>対象者：明和町内に在住する農業者以外の方</p> <p>内 容：町では農業者以外の方が、野菜や花等を栽培して農業に対する理解を深めるために、一区画30平方メートルの農園の貸付を行う。 ・使用料：1区画3,000円/年 ・貸付期間：1年</p> <p>問合せ：《産業環境課 農政係》 TEL：0276-84-3111(内線122)</p>
就労支援	<p>勤労者生活資金</p> <p>対象者：町内に1年以上居住し、同一事業所に1年以上継続して勤務している方 (町税を完納している方)</p> <p>内 容：医療費、冠婚葬祭費、教育費、耐久消費財購入費等に貸付(融資限度額100万円)。 融資期間5年以内、利率年2.1%</p> <p>問合せ：《産業環境課 商工係》 TEL：0276-84-3111(内線124)</p>
	<p>明和Mターン促進奨励金</p> <p>対象者：①新規に住宅を取得した方(新築住宅又は中古住宅を購入して平成30年4月1日以降に転入した者) ②借家等に転入し、町内に就労・就農した方(平成30年4月1日以降に転入した町内在勤者又は就農者) ③町内転入者、新規就労者を雇用した事業者</p> <p>内 容：町の雇用促進及び定住人口の増加を図るため、上記該当者に奨励金を交付します。 ①30万円②15万円③5万円</p> <p>問合せ：《産業環境課 商工係》 TEL：0276-84-3111(内線124)</p>
	<p>介護施設就労者支援事業</p> <p>対象者：明和町Mターン促進奨励金の①②に該当し、介護サービス事業所に介護職員として勤務する方 (町税を完納している方)</p> <p>内 容：5万円を支給します。</p> <p>問合せ：《介護福祉課 介護保険係》 TEL：0276-84-3111(内線154)</p>
	<p>創業支援事業</p> <p>対象者：町内で創業を目指す方</p> <p>内 容：産業環境課内に創業支援に関する連絡窓口を設置し個別相談を実施するとともに、必要に応じて町商工会、町内金融機関及び群馬県商工会連合会等の関係機関と連携し、町内で創業を希望する方へそれぞれの段階に応じた適切な創業支援策を提供する。</p> <p>問合せ：《産業環境課 商工係》 TEL：0276-84-3111(内線124)</p>
その他	<p>ごみ収集指定袋の一部無料化</p> <p>対象者：町内に住民登録のある方、又は、町外から新規に転入し住民登録をされた方(転入条件によっては該当しない場合もあります。)</p> <p>内 容：ごみ収集指定袋と交換できる引換券を配布することで、引換券と交換できる枚数分を無料化するもの。 引換券は1人当たり年間3枚を限度として世帯主に配布する。(なお、新規転入については、転入時期により枚数が変わります。) 引換券1枚で大きいごみ袋(40リットル)10枚、又は小さいごみ袋(20リットル)20枚と交換できる。引換券の有効期間は当該年度の年度末3月31日まで。</p> <p>問合せ：《産業環境課 環境保全係》 TEL：0276-84-3111(内線125)</p>
	<p>防災行政無線の戸別受信機の貸出し</p> <p>対象者：明和町に居住している方で、貸出しを希望している世帯</p> <p>内 容：上記対象者に防災行政無線の戸別(家庭用)受信機を保証金1万円にて貸し出す。 なお、65歳以上の単身世帯の方等、保証金が免除されます。</p> <p>問合せ：《総務課 危機管理係》 TEL：0276-84-3111(内線217)</p>